

平成18年3月31日
経済産業省

迷惑メール事業者に対する1か月の業務停止命令

～ 出会い系サイトを運営する個人事業者が、広告メールと運営サイトで法違反～

経済産業省は、3月31日付けで、出会い系サイトを運営している個人事業者に対し、同サイトと広告メールの表示が特定商取引法違反(通信販売に係る広告表示義務違反及び虚偽広告)に該当すると認定し、通信販売に関する業務の一部を1か月間停止するように命じました。

1. 出会い系サイト「ミセス」を運営する荒居利栄(個人事業者)は、当該サイトの広告を電子メールで不特定多数の者に送っていましたが、この広告メールは、特定商取引法第11条第1項及び第2項の規定に違反して必要な表示がなされていませんでした。具体的には、件名欄の最前部における「未承諾広告」の表示、メール本文の最前部における「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否を通知するメールアドレス、受信拒否を通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示がありませんでした。

また、当該事業者が運営するサイトには、同条第1項の規定に違反して事業者の連絡先の表示(事業者名、住所、電話番号)がありませんでした。

2. 当該事業者が運営するサイトの入会画面においては、利用者の個人情報の漏洩がない安全なサイトであると表示し、サイト上に、第三者認証機関によってサイト運営主体の实在性が認証され、かつSSL暗号化通信による情報保護について対策を講じている事を証明する著名な認証表示(マーク)を無許可で使用していました。これは、個人情報の管理の安全性について第三者機関による認証が行われているという事実と反することを表示しているものであり、特定商取引法第12条の規定に違反する虚偽広告に該当します。

【本件に関する問い合わせ先】

| | | |
|--------------------|----|------------------|
| 経済産業省消費者相談室 | 電話 | 03 - 3501 - 4657 |
| 北海道経済産業局消費者相談室 | | 011 - 709 - 1785 |
| 東北経済産業局消費者相談室 | | 022 - 261 - 3011 |
| 関東経済産業局消費者相談室 | | 048 - 601 - 1239 |
| 中部経済産業局消費者相談室 | | 052 - 951 - 2836 |
| 近畿経済産業局消費者相談室 | | 06 - 6966 - 6028 |
| 中国経済産業局消費者相談室 | | 082 - 224 - 5673 |
| 四国経済産業局消費者相談室 | | 087 - 861 - 3237 |
| 九州経済産業局消費者相談室 | | 092 - 482 - 5458 |
| 沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室 | | 098 - 862 - 4373 |

(別紙)

荒居利栄(個人事業者)に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

| | |
|--------|---|
| 事業者名 | 荒居利栄(個人事業者) |
| 所在地 | 東京都品川区西五反田一丁目25番1号 KANOビル3F |
| 事業開始時期 | 平成15年5月 |
| 事業内容 | 出会い系サイトの運営(特定商取引法上の通信販売) |
| 従業員 | 従業員2名、アルバイト27名 (平成17年12月20日時点) |
| 売上高 | 平成15年度 2,150万円 平成16年度 6,940万円 平成17年度 9,420万円(4月1日~12月20日) |

2. 運営サイトの概要

| | |
|---------|--|
| サイト名 | ミセス |
| URLアドレス | 09315.com(携帯電話及びパソコン閲覧用サイト) pc.09315.com(パソコン閲覧専用サイト) |
| サービス内容 | 異性紹介 |
| 会員数 | 3,000名(平成17年12月現在) |

3. サイトに係る広告メール送信の概要

当該事業者は、不特定多数の消費者に対し、運営する出会い系サイト「ミセス」のURLを記載した広告メールを送信している。また、同事業者は、メール転送サービスを標ぼうするサイト(「匿名ポストメールサービス」など)のURLを記載した広告メールを送信しているが、当該サイトは、画面上のどのリンクをクリックしても「ミセス」のサイトに切り替わるようになっており、当該広告メールも実質的に「ミセス」に係る広告メールであると認められる。

同事業者は、少なくとも、平成17年10月から11月にかけて、約2万

通の広告メールを送信している。

4. 業務停止命令について

(1) 業務停止命令の内容

荒居利栄は、以下の業務を停止すること。

通信販売の広告をすること。

通信販売に係る契約の申込みを受けること。

通信販売に係る契約を締結すること。

(2) 業務停止命令の期間

平成18年4月1日から平成18年4月30日まで(1か月)

(3) 業務停止命令の原因となる事実

荒居利栄が運営する出会い系サイト「ミセス」及び当該サイトの広告メールは、以下のように特定商取引法で義務付けられている表示がなされておらず、同法に違反する。

<メール>「未承諾広告」の不表示(法第11条第1項第5号、省令第8条第2項)

特定商取引法では、通信販売の広告メールについては、消費者の請求に基づいて送る場合を除き、広告メールの件名(表題)の最前部に「未承諾広告」と記載することが義務付けられているが、荒居利栄が運営するサイト「ミセス」に係る広告メールの件名には「未承諾広告」、「お返事有り難う御座います」等と表示されている。

<メール> 受信拒否に係る連絡方法の不表示(法第11条第2項、省令第10条の4)

特定商取引法では、通信販売に係る未承諾の広告メールについては、本文の最前部に「<事業者>」、事業者名、広告メールの受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者の電子メールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示を行うことが義務付けられている。しかしながら、荒居利栄が運営するサイト「ミセス」に係る広告メールには、これらの表示がない。

<サイト>事業者の名称、住所及び電話番号の不表示(法第11条第1項第5号、省令第8条第1項第1号)

特定商取引法では、通信販売の広告（サイトを含む。）については、個人事業者の場合は事業者の氏名、住所、電話番号を記載することが義務付けられているが、荒居利栄が運営するサイト「ミセス」においては、実際の氏名、住所及び電話番号が表示されていない。

虚偽広告（法第12条、省令第11条第2号）

荒居利栄が運営するサイト「ミセス」のパソコン閲覧専用サイトにおいては、入会案内画面に日本ベリサイン株式会社（第三者認証機関）が管理しているベリサインセキュアシールを無許可で使用し、「当サイトは、米国サーバー認証を受けておりますので、個人情報等第三者へ渡ることは絶対にございませぬ。」と虚偽の表示を行っている。